

令和3年度 憲法週間広報行事

千葉地方裁判所では、令和3年度憲法週間広報行事として、5月18日（火）に千葉商科大学において、7月5日（月）に千葉大学において、大学生を対象とした裁判官や裁判所書記官による講演会を開催しました。

当日は、裁判官や裁判所書記官がそれぞれの大学を訪れ、事前にリクエストをいただいていたテーマをもとに、裁判制度に関する説明や裁判官・裁判所書記官の業務に関する説明を統計資料やクイズを交えながら行い、質疑応答の際にはたくさんの質問をいただきました。

千葉商科大学

千葉商科大学では、刑事事件を担当している裁判官が裁判員制度を中心に統計資料を交えて説明し、諸外国の制度との比較や千葉地方裁判所の特徴についても紹介しました。

裁判員をやってみたいかとの質問に対してぜひやってみたい、選ばれたらやると回答する学生が非常に多く、その後の質疑応答の際には「学生（若い世代）に裁判員として参加してほしいと思うのはなぜか」、

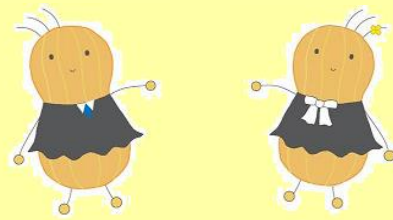
「評議において異なる意見が出た際にどのように結論をまとめていくのか」、

「心的外傷についてどのようにケアされているか」といった裁判員に選ばれる可能性があることを意識した質問が出されたほか、裁判官の業務についての質問も多く出ました。



千葉大学

千葉大学では、民事事件と刑事事件の両方について担当経験がある裁判官が両事件に関する説明を統計資料やクイズを交えて行い、また、裁判所書記官と共にそれぞれの業務について紹介しました。



講演中は時折裁判官と裁判所書記官とがお互いに質問を投げかけそれに答える場面も見られ、終始和やかな雰囲気の中で行われました。質疑応答の際には、「民事事件と刑事事件とでどちらが大変か、やりがいがあるか」、「判決を出した後で悩むことはあるか」といった質問が裁判官に対して出されたほか、裁判官と裁判所書記官双方に対して「仕事をしていて辛いことはあるか」といった質問もありました。



なお、講演を実施するに当たっては、新型コロナウイルスの感染状況等を見ながらオンラインでの実施も視野に入れて準備を行いました。また、講演前には検温や手指の消毒を行い、講演中も大きな教室で常に換気を行うことやソーシャルディスタンスを取ることを心がけ、学生はもちろんのこと、講師もマスクを着けたまま講演を実施するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底して行いました。